

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年九月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月二十九日

埼玉県北本県土整備事務所長 相 原 秀 行

鴻巣桶川さいたま線	路線名
北本市深井二丁目五番一〇地先から 同市深井二丁目五番一二地先まで	供用開始の区間
令和五年九月二十九日	供用開始の期日
令和五年九月二十九日付け埼玉県北本県土 整備事務所長告示第十一号で告示した道路予 定区域の供用開始である。 延長三一・四二メートル	備考